（別紙１）

提案審査基準

# 評価の方法

内容点（提案書、デモンストレーション及び提案説明会（プレゼンテーション）を評価）、実績点（自治体への導入実績）、価格点（見積書をもとに算出）の合計点数を評価点数とする。デモンストレーションは、提案書に含まれるデモンストレーション動画及びシステムの使用により評価する。

なお、「様式９　機能要件兼回答書」において、本市が必須と考える項目を必須項目として設定している。その項目が一部でも実現できないと判断される場合若しくは記載のない場合には、失格とする。

本プロポーザルに関して、提案事業者が１者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点が満点の60％未満の場合には不採用とする。

# 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、評価点数の上位１者を優先交渉権者とし、２位の者を次点とする。

１位と２位の決定について、評価点数の同じ者が２者以上あるときは、内容点が高い者を上位とし、内容点が同値の場合は、同点になっている提案を対象に再度採点し上位を決定する。この場合の採点方法は、審査委員が協議の上決定する。

# 価格点

価格点は、見積書により次の通り算出する。

価格点＝価格点（満点）×（１－見積価格／参考予算上限額） ・・・価格点算出式

参考予算上限額を超える見積価格提出者は失格とする。

価格点については、上記計算式に基づき価格点を算出する。